

## 「主な取組」検証票

施策展開	3-(13)	早期の事業着手に向けた取組	
施策	駐留軍用地跡地利用の促進に向けた取組		
(施策の小項目)	—		
主な取組	跡地利用を推進するための公有地の拡大	実施計画 記載頁	347
対応する 主な課題	<p>○県土の枢要部分を占有している基地の存在は、総合的な交通ネットワークの構築や計画的なまちづくり、産業立地の支障となるなど、本県の振興を進める上で、大きな障害となっている。</p> <p>(補足) ○返還が予定されている嘉手納飛行場より南の駐留軍用地は、約9割が民有地で公有地が極端に少ない状況であり、跡地開発では必要な公共施設用地の確保の遅れが跡地開発事業の遅延に繋がることから、返還前の早い段階から公有地を確保する必要がある。</p>		

### 1 取組の概要(Plan)

取組内容	跡地利用を推進するための公有地の拡大(普天間飛行場の跡地利用に必要な道路用地等の確保)を行う。							
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	実施主体	
	土地の取得 (返還までに必要な土地の確保を目指す)			土地の取得 (返還又は土地の引渡しまでに必要な土地の確保を目指す)		→		県・市
担当部課	企画部 企画調整課							

### 2 取組の状況(Do)

#### (1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成27年度実績				
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源
特定駐留軍用地内土地取得事業	1,089,628	1,087,479	特定駐留軍用地内(普天間飛行場)の土地取得を行った。	一括交付金(ソフト)
活動指標名			計画値	実績値
土地の取得			—	19,944㎡
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成27年度取組の効果			
順調	県外・国外に在住する地権者の増加、分筆・売買による地権者数の増加など、権利関係が複雑化することで、跡地利用に向けた合意形成に支障が生じる。 平成27年度の実績として、普天間飛行場内における土地21筆、19,944㎡を取得したことにより、地権者数の増加が抑制され、円滑な地権者の合意形成に資することから、返還後の早期の事業着手に繋げることができる。			

#### (2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成28年度計画			
事業名	当初予算	活動内容	主な財源
特定駐留軍用地内土地取得事業	1,148,332	地権者からの申出実績等も踏まえ、特定駐留軍用地内(普天間飛行場)の道路用地として必要な土地(約20,000㎡、申し出のため筆数未定)を取得する。【基金事業】	一括交付金(ソフト)

様式1(主な取組)

(3) これまでの改善案の反映状況

平成27年度の取組改善案	反映状況
<p>①平成27年3月に改正され、今年度より施行された跡地利用推進法施行令では、市町村条例または規則で定めることで、100㎡未満(0㎡以上)の土地買取が可能となる。同制度の市町村への周知を図り、土地取得の拡大に繋げたい。</p> <p>②昨年度に引き続き、事前の登記簿等からの情報確認を徹底し、地権者の個別相談において丁寧に説明し、土地売買契約が円滑に締結できるよう取り組む。</p>	<p>①平成27年5月に宜野湾市が規則改正したことにより、普天間飛行場内の100㎡未満の土地についても、買取対象となった。</p> <p>②地権者の個別の相談において、丁寧に説明し、土地売買契約が円滑に締結できた。</p>

(4) 成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
—	—	—	—	—	—
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
普天間飛行場内の土地取得実績	31,513.14㎡ (25年)	32,175.75㎡ (26年)	19,944.00㎡ (27年)	↘	—
状況説明	平成25年6月11日に、跡地利用推進法第13条第1項に基づく特定事業の見通しを公表し、普天間飛行場の土地取得を開始した。特定事業の見通しで将来の道路用地として必要とされる171,500㎡の土地取得に取り組んでいる。				
	平成27年度までに必要面積の約49%にあたる約84,000㎡を取得。跡地利用推進法や沖縄振興特別措置法の期限となる平成33年度までに目標面積の土地を取得することにより、引き続き、公有地の拡大に取り組んでいく。				

3 取組の検証(Check)

(1) 推進上の留意点(内部要因、外部環境の変化)

<p><b>○内部要因</b> 土地取得制度について、地権者への周知はこれまで行ってきたが、不動産取引に関わる事業者への周知が十分でなかった。</p> <p>固定資産税の賦課期日(毎年1月1日)や土地取得までの手続きを勘案し、地権者からの買取希望の申出の受付期間を原則として10月までとしている。</p>
<p><b>○外部環境の変化</b> 普天間飛行場内の土地の一部の返還が合意(平成27年12月)され、当該土地については、宜野湾市において市道11号線として道路事業を実施する予定があることから、市が買い取りを進めることとなる。</p>

## 様式1(主な取組)

### (2) 改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

土地取得制度について、地権者に加え、不動産取引に関わる事業者に対しても更なる周知を行うことで、円滑な土地取得につなげる必要がある。

また、宜野湾市の跡地利用計画が具体化することに併せて、同市による土地取得事業の取り組みを支援する必要がある。

さらに、申出の受付期間以外についても、地権者からの申出があれば、柔軟に対応する必要がある。

## 4 取組の改善案(Action)

市町村と連携し、地権者に加え、関係団体を通じて不動産取引に関わる事業者に対しても、分かりやすいチラシ等により土地取得制度の周知を行う。

また、宜野湾市の跡地利用計画策定に向けた支援を強化するとともに、面積用件の引き下げによる土地取得の拡大を図るため、市条例の改正を促す。(宜野湾市は市規則の改正により、申出の面積用件のみを引き下げ済み)

さらに、地権者からの申出の受付期間の延長や、受付期間以外についても柔軟に対応するなど、円滑な土地取得が実施できる体制を整える。

## 「主な取組」検証票

施策展開	3-(13)	駐留軍用地跡地の有効利用の推進		
施策	駐留軍用地跡地利用の促進に向けた取組			
(施策の小項目)	—			
主な取組	普天間飛行場等の駐留軍用地の跡地利用の促進を図るため、跡地利用計画の策定に向けた調査	実施計画 記載頁	348	
対応する 主な課題	<p>○県土の枢要部分を占有している基地の存在は、総合的な交通ネットワークの構築や計画的なまちづくり、産業立地の支障となるなど、本県の振興を進める上で、大きな障害となっている。</p> <p>○また、跡地利用に際しては、良好な生活環境の確保、新たな産業の振興、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など、沖縄振興のための貴重な空間として都市構造の歪みを是正し、県土構造の再編も視野に入れた総合的かつ効率的な有効利用を図る必要がある。</p> <p>○平成24年4月に施行された「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に基づき、国及び関係市町村と密接な連携により、今後の跡地整備を円滑かつ確実に進めるとともに、沖縄に潜在する発展可能性を最大限に発揮できるよう有効かつ適切な利用に取り組む。</p> <p>(補足) 返還が予定されている駐留軍用地跡地の利用にあたっては、各跡地の利用計画を総合的にマネージメントし、効率的に整備することが重要であり、各跡地の特性を活かしつつ、広域的な観点から役割を連携・分担した跡地利用の方向性を示し沖縄全体の発展につなげる必要がある。</p>			

### 1 取組の概要(Plan)

取組内容	駐留軍用地の円滑な跡地利用の促進を図るため、返還前の早い段階での跡地利用計画の策定等に向けた調査・検討を行う。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	実施主体
	駐留軍用地の跡地利用の促進を図るため、跡地利用計画の策定に向けた調査					→	県・市
担当部課	企画部企画調整課						

## 2 取組の状況(Do)

### (1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成27年度実績				
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源
大規模駐留軍用地跡地利用推進費等	50,845	48,039	跡地利用計画の策定に向け下記業務を行った。 ・普天間飛行場跡地利用計画策定に向けた全体会議等の設置・開催 ワークショップの開催 県内外に向けた情報発信 (プロモーションビデオ(北側エリア)の制作等) ・普天間公園(仮称)のあり方を検討する 有識者懇談会の設置・開催 ・西海岸地域開発整備構想策定に向けた有識者懇談会等の設置・開催 ・西普天間住宅地区における 県総合整備計画策定に向けた検討 ・中南部都市圏の広域緑地計画(素案)の作成	一括交付金(ソフト)
m			計画値	実績値
—			—	—
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成27年度取組の効果			
順調	普天間飛行場跡地利用計画策定に向けた行程計画どおり、跡地利用計画内容の具体化が図られた。 駐留軍用地跡地利用について、県民・地権者等の機運の醸成を図るために、プロモーションビデオ(北側エリア)の制作やワークショップを開催等を行ったことで、今後の円滑な跡地利用の推進に繋がられた。			

### (2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成28年度計画				
事業名	当初予算	活動内容		主な財源
大規模駐留軍用地跡地利用推進費等	48,106	跡地利用計画の策定に向けた下記調査・検討業務を行う。 ①普天間飛行場跡地利用計画策定調査業務 ②中南部都市圏駐留軍用地跡地利用及び周辺地域整備検討調査業務 ③普天間飛行場跡地(仮称)普天間公園等検討調査業務(単独)		一括交付金(ソフト)

様式1(主な取組)

(3) これまでの改善案の反映状況

平成27年度の取組改善案	反映状況
<p>①早期に跡地利用計画策定等を行うため、継続した文献及び現況調査により、計画内容の具体化を図る。 また、沖縄県軍用地跡地利用推進連絡協議会(副知事及び関係部局長で構成)や跡地政策調整班(マトリックス組織)を活用し、全庁的な取組を強化する。</p> <p>②跡地利用について、わかりやすくイメージできるプロモーションビデオ等を充実させ、県民、地権者等へ情報発信することにより、県民全体の跡地利用への参画に向けた機運醸成を図る。</p>	<p>①有識者検討会議を設置するとともに、新たに地下水に関する調査を行い、計画内容の具体化を図った。 また、沖縄県軍用地跡地利用推進連絡協議会や跡地政策調整班を活用し、全庁的に連携した取組を行った。</p> <p>②跡地利用について、わかりやすくイメージできるプロモーションビデオ(北側エリア)の制作や、跡地利用に係るホームページコンテンツの整備などにより、県民、地権者等へ情報発信を強化し、県民全体の跡地利用への機運醸成を図った。 また、普天間飛行場の跡地利用については、有識者や各種団体、市民及び地権者の代表等で構成される全体会議を設置し、機運醸成を図った。</p>

(4) 成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
—	—	—	—	—	—
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
—	—	—	—	—	—

状況説明	<p>24年度は、普天間飛行場の跡地利用に係る、それまでの取組みの成果を踏まえ、計画策定の中間的段階として、計画づくりの方針、空間構成の方針等を示した「全体計画の中間とりまとめ」を策定した。</p> <p>25年度は、中間とりまとめをもとに、県民、地権者等の意向把握を行うとともに、跡地利用計画の策定に向けて、計画内容を具体化するための取組み内容及び手順を示した「行程計画」を策定した。</p> <p>26年度は、行程計画に基づき、文化財、自然環境等の文献及び周辺環境調査を実施し、計画内容の具体化を図った。</p> <p>27年度は、有識者会議を設置するとともに、文化財・自然環境等の文献及び現況調査を実施し、計画内容の具体化を図った。</p> <p>上記、普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けた調査・検討など、跡地利用計画内容の具体化に繋がる取組が進んでいる。</p> <p>県民、地権者等に向けて、県民フォーラムやプロモーションビデオ等で情報発信を行い、引き続き、跡地利用に係る機運醸成を図ることにより、返還後の駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用に繋げていく。</p>
------	---

### 3 取組の検証(Check)

#### (1) 推進上の留意点(内部要因、外部環境の変化)

##### ○内部要因

普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けては、行程計画に基づく取組を着実に推進する必要がある。計画内容の具体化を図るため、引き続き文化財や自然環境等の調査等の実施や、国、県関係部局及び宜野湾市との連携が重要となる。

##### ○外部環境の変化

平成27年9月に締結された日米地位協定に係る環境補足協定では、返還前の立入調査が可能な期間は、返還日の150労働日前を超えない範囲とされているが、自然環境調査及び埋蔵文化財調査はできるだけ早い段階から着手する必要があることなど、十分な内容とはいえない部分がある。

#### (2) 改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

文献及び現況調査等を踏まえて計画内容の具体化を図り、平成24年度にとりまとめた配置方針図の更新を行う必要がある。

また、国及び宜野湾市と引き続き連携していくとともに、県関係部局において所管する事業を跡地利用計画へ反映させるため、部局間で相互連携し、推進体制を強化する必要がある。

地権者等の合意形成や県民の跡地利用への機運醸成に向けて、将来のまちづくりについて具体的なイメージができるよう、わかりやすく伝える(情報発信)必要がある。

返還予定地における自然環境調査及び埋蔵文化財調査については、環境補足協定よりもさらに早い段階の着手が必要である。

### 4 取組の改善案(Action)

平成24年度にとりまとめた配置方針図の更新を行い、平成29年度の跡地利用計画(素案)の策定に向け作業を進める。

県民全体の跡地利用に係る機運醸成を図るため、跡地利用について、わかりやすくイメージできるプロモーションビデオ(南側エリア)の制作やホームページの更新等、県民、地権者等へ情報発信する。

返還予定地における自然環境調査及び埋蔵文化財調査については、環境補足協定よりもさらに早い段階の着手等について、国に対し求めていく。